

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： キッズガーデン八事	種別：小規模保育所	
代表者氏名： 櫻井 浩美	定員（利用人数）：12名（14名）	
所在地： 愛知県名古屋市長和区山里町66-2 ヒルズヤマザト1階		
TEL： 052-893-7560		
ホームページ： https://www.kidsgarden.co.jp/facility/yagoto/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成27年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 Smile Project		
職員数	常勤職員： 7名	非常勤職員： 1名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 1名
	（保育士） 6名	
施設・設備の概要	（居室数） 2室	（設備等）保育室・給食室・事務室
		トイレシャワー室・職員休憩室

③理念・基本方針

★理念

- ・法人
『家族の幸せ』と『個人の幸せ』が寄り添える社会へ
- ・施設・事業所
「笑顔が輝く社会の為に」

★基本方針

- ・法律、法令を遵守し、子供の最善の利益を追求した、安全安心な保育園運営を行います。
- ・発達過程を踏まえて計画的に保育環境の整備、保育内容の構成を整え、一人ひとりの健やかな育ちを支えます。
- ・子供を一人の人間として尊重し、応答的なやり取りを行いながら、様々な活動や遊びにおいて心動かされる豊かな体験を積み重ねていく事のできる保育を行います。
- ・様々な体験を通じて、探求心や好奇心を育み、生きていく力として必要な傾聴力、対話力、思考力、行動力をはじめとした非認知能力の育成・向上に努めます。
- ・保護者との日常のやりとりを大切に、個々のご家庭の事情に寄り添った保護者支援を行います。
- ・専門的な知識・技術を生かして乳幼児期の生活・発達を中心に、地域に開かれた子育て支援を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・一人ひとりの育ちに温かい心で丁寧に関わる保育を通して、物事に対して積極的に考えたり行動出来る健康で豊かな心と体の基礎を育てていきます。
- ・子どもたちの好奇心や可能性を最大限に引き出せるよう、英語遊びやリトミック、（体操プログラム）アスレ、素材遊び、戸外遊びなどを積極的に取り入れ、たくさんの経験を大切にしています。
- ・散歩に出掛ければ地域の方々との交流もあり楽しい行事もたくさんあります。
- ・幸せいっぱい夢いっぱい、愛情いっぱいの小規模保育園です。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月19日（契約日）～ 令和8年2月25日（評価確定日） 【令和7年10月6日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和4年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「保育の質の向上」に向けた取組み

「保育の質の向上」には、保育士自身が「自分の保育を客観的に見る機会」を持ち、振り返りを行うとともに他の意見も聞き入れることができる環境整備が必要と認識している。職員会議や毎月の不適切保育撲滅会議、園内公開保育の実施や他園での公開保育への参加等を利用し、職員一人ひとりのスキル向上を図り、園全体で「保育の質の向上」に繋げている。

◆小規模園の利点

小規模保育での利点を活かし、丁寧でアットホームな園づくりに力を入れている。保育士同士の連携も強固であり、引継ぎ等も丁寧に書面に残し、落ちのないように努めている。未満児保育園ではあるが、小さな子どもも食育に取り組み、楽しみながら食を学ぶ機会を作っている。

◇改善を求められる点

◆経営課題の特定と事業計画の策定

中・長期的な「園のあるべき姿（園長の思い）」が明確になっていない。園の現状を認識した上で、中・長期的な目標を達成するための課題を「課題一覧（仮称）」で特定し、優先順位や達成時期を明確にして、園独自の中・長期計画や単年度の事業計画を策定することが望まれる。

◆マニュアル等の管理

マニュアル等の整備が進んでいる。しかし、必要なマニュアルが何処にあるのか、職員が分からなかったり、いざという時に直ぐに目に入る場所がないものもあった。内容的には十分な整備状態であるので、見やすいよう、探しやすいように工夫されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園以来、三年に一度第三者評価を受けております。専門的に、そして客観的にいろいろな角度から見ていただくことは、自分たちでは出来ていると思っていたことでもまだまだ未熟であったり、反対に、日々やっていたことが良い評価をいただいたりと、毎回気付きがあり、学びがあり、より良い保育の実現を目指していくうえで欠かせない機会だと感じております。見直すべき点、更に良い園にしていく為に検討すべき点を前向きにとらえて実行に移し、園児も保護者も職員も地域も幸せになる園へと成長していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント> 法人の運営方針・保育理念・保育目標に加え、「地域の子育て支援に積極的に取組む」との園独自の目標を掲げている。地域の子育て支援に関しては、体験保育の実施や園内での体操や英語教室への参加等、未就園児保護者を対象にした取組みを行っている。理念・方針に沿って、子どもたちの好奇心や可能性を引き出せるよう、多くの経験を積み重ねることができる保育を実践している。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<p><コメント> 今年度から、小規模園対象の園長会が開催されている。市から、区の保育行政に関する情報を収集し、他園園長とは保育環境の変化等の情報を交換し、得られた情報を法人本部に報告して園運営に反映させている。周辺地域は文教地区であり、育児休業の浸透から0歳児の充足率が低い。入園率の分析を行い、昨年、定員を19名から12名に変更する等、園運営の改革に取り組んでいる。</p>		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<p><コメント> 今年度、年度開始時に0歳児の在籍がなく、次年度は年度開始時の0歳児の入園確保を課題として認識し、保育体験や園見学等を積極的に行っている。また、幼児保育未経験の職員も在籍し、人材育成も課題となっている。現在認識している課題は、優先順位や対応時期等を明確にするためにも「課題一覧（仮称）」等で文書化しておくことが望まれる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<p><コメント> 法人としては中・長期ビジョンは明文化されているが、園独自では文書化されていない。園長の思いとしては、中・長期的に「人気のある園」を目指して園運営に努めている。明確化した課題への対応も含め、3年後・5年後の「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にして、それを達成するための活動計画を園独自で策定することが望まれる。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<p><コメント> 法人様式を用いて、「保育目標」や「地域との連携」、「保育実習、インターンシップ受入れ」等、園独自の活動が計画されている。活動内容によっては、数値目標等の評価基準を明確にしている項目もあるが、活動内容が明記されていない項目もある。中・長期計画を踏まえた活動や現状の課題改善に向けた取組みを、単年度の事業計画に反映させておくことが望まれる。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 行事計画が中心となるが、職員会議等を利用して進捗確認や実施評価・反省を行い、次回開催時には改善点が反映されている。事業計画全体については、職員全体で評価・反省する機会は持たれていない。事業計画の活動は職員が主体となる活動も多いため、職員の協力も必要である。職員の意見や評価・反省を吸い上げ、事業計画の策定及び評価・反省を組織的に実施されたい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 事業計画を玄関に設置し、ICTシステム内にも取り込み、保護者は何時でも閲覧が可能である。事業計画の内容は、クラス懇談会や年間の活動を通して保護者に伝えられている。保護者アンケートでも、事業計画の保護者理解度は100%である。法人の実施した保護者アンケートでも「他に紹介したい園」の項目で90%以上が「はい」と答え、園に対する保護者の理解・関心は高い。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の質の向上」には、保育士自身が「自分の保育を客観的にみる機会」を持ち、振り返りを行うとともに他の意見も聞き入れることができる環境整備が必要、と園長は考えている。振り返りの機会として、職員会議や毎月の不適切保育撲滅会議が利用されている。円滑なコミュニケーションにより良好な人間関係を保ち、園全体で「保育の質の向上」に取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 法人の内部巡回による指摘事項を職員に周知し、改善策を講じている。前回（3年前）の第三者評価における「改善を求められる点」についても、改善に取り組んでいる。年2回、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を行い、集計・分析した結果を職員会議で伝えている。上期、下期ともに同様の手順で進めている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥ · b · c
<コメント> 「職務分担表」に園長や副主任、各職員の役割を明記し、年度初めの職員会議で周知している。園長不在時は、副主任への権限委任がルール化され、園長不在での防犯訓練や避難訓練を実施し、園長不在でも支障がないよう努めている。「運営規程」では施設長、別表の「職員配置表」では園長と表現が異なったり、不在となっている職位が明記されている。現状に合った見直しを求めたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	①	a · b · c
<コメント> 遵守すべき法令や指針については、市からの通知や法人本部からの通達を受け、必要に応じて職員に周知している。重要な法令改正の際には、法人内でセミナーや勉強会が実施され、法令遵守を図っている。園内で利用するマニュアルや手順書は法人本部で作成されているが、「不審者対応マニュアル」等は自園に合った対応手順を作成・運用している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	a · b · c
<コメント> 職員会議や不適切保育撲滅会議の他、園内公開保育の実施や他園での公開保育へ参加している。それにより、保育士自身が「自分の保育を客観的にみる機会」を持ち、振り返りを行うとともに、他の意見も聞き入れることができる環境を作っている。保育士自身が「自身の保育を客観的に見る」機会は、チェックリストの他、動画等のツールも活用している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	a · b · c
<コメント> 登降園管理や各種情報発信等、ICTの導入により、保護者の煩わしさや負担の軽減を図っている。さらに、週案・月案作成等の電子化により、職員の負担軽減が図られている。月別の「シフト表」の他、デイリーでもホワイトボードを利用して職員の空き時間等を見える化し、職員同士で協力し合える職場環境を作って業務の実効性を高め、残業しない働き方の定着に繋げている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	a · b · c
<コメント> 毎秋、次年度における就業意向の確認を行い、法人本部主管で職員の採用・確保を行っている。採用に際し、面接は各園で行って自園に合った人材確保に努めている。良好なコミュニケーションを保ち、働きやすい職場環境を整備することで離職予防に努めている。期中の突発的な人員不足の際には、法人本部を介して本部や系列園から人的支援を受けることも出来る。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	⑥ · b · c
<コメント> 「人事評価シート」や「スキル設定シート」を使って人事管理を行っている。保育士や栄養士等の職種の区別はあるが、経験年数や階層の区別はなく、「期待される職員像」は明確になっていない。職員が自身の将来を見通し、モチベーションを維持し、また、計画的な人材育成による保育の質の向上を図るためにも「期待される職員像（キャリアパスモデル）」を構築されたい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の勤怠管理がICT化され、園長は常に職員の就業状況を確認できる。本人意向による有給休暇や生理休暇の取得、残業しない働き方の定着等、働きやすい職場環境が整えられている。面談や「1on1」を利用し、職員の話聞く機会も多く設けられている。園長・副主任は常に職員の表情や行動・発言等に目を配り、職員が心も身体も健康に保育に携わることできるよう配慮している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「目標管理シート」にて年度目標を策定し、前期・後期に分けて中間で面談を行い、進捗状況を確認している。期末に3段階の実績評価を行うことで、モチベーションの維持・向上を図っている。人材育成に際し、指標となる「期待される職員像」を明確にした上で、評価が可能となるよう、数値目標や達成度合いを明確にした個人目標を設定することを望みたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>市や法人の研修計画を基に「全体年間研修計画」が作成され、保育連盟等の外部研修も随時追記されている。階層別や専門的な知識・技術の習得の他、リスクマネジメント等の保育に関連する多様なカリキュラムが用意されている。受講後にアクションプランを含む「研修報告書」を作成しているが、プランの実施評価の仕組みはない。研修効果の確認のため、プランの実施評価が望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体年間研修計画」を基にシフト調整を行い、研修参加の機会を確保している。オンライン開催やアーカイブ配信等も利用でき、研修参加の機会は増えている。研修テーマによっては、個別に声掛けも行い、積極的な研修参加を促している。保育スペースが見渡せる小規模園のため、新任職員や経験の浅い職員に対して全職員でフォローできる環境が整えられている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生・ボランティアについて」で、実習生受入れの基本姿勢や手順を明文化している。園長は実習生を受け入れる意向を持っているが、開園依頼受入れ実績はない。事業計画では「機会があれば積極的に実施に向けて検討する」としているが、養成校との繋がりを強化する等、実施に向けた活動を計画・実行していくことが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>園のホームページやパンフレット、玄関掲示を利用して保育方針や保育内容等を公開し、法人のホームページではIR情報等も公開されている。町内会の回覧板等でも、園の活動を広報している。苦情・相談の体制は玄関に掲示し、「重要事項説明書」で保護者に周知している。「苦情等解決の流れ」があるが、地域等からの苦情・相談の対応手順や公表手順・方法等、再考の余地がある。</p>		

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<コメント> 経理・取引等は、法人内でルール化されている。小口現金は園長が管理し、出納帳を作成して職員とダブルチェックした上で毎月法人本部に報告している。年1回市の監査を受け、指摘事項があれば速やかな改善に努めている。年1回、保育業務に関する記録類の作成・管理状況や衛生管理等、園運営全般に亘って法人の内部監査が行われ、適正な園運営を担保している。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画に「地域との連携」を掲げ、保育体験の実施や近隣園との交流等の活動がある。散歩の際には近隣店舗や住民と挨拶を交わし、近隣施設のお祭りにも参加している。子育てに関するイベント情報等のポスターを掲示し、保護者に情報を発信している。ボランティアを受け入れ、子どもや園が地域と関わる機会を多く持てるよう取り組んでいる。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c
<コメント> 実習生の受入れと同様に、「実習生・ボランティアについて」でボランティアの受入れに関する基本姿勢や手順を文書化している。地元で有名な「サクソ侍」や卒園児の親がバイオリン演奏で園を訪れている。今後は、卒園児が職場体験等で訪れることを望みたい。また、地域の小・中・高校との繋がりがづくり等も事業計画に反映させることを期待したい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c
<コメント> 園に関連する社会資源のリスト化はされていないが、園長を中心に関係機関と連携する体制は整えられている。療育センターとは、職員が相互に訪問し、保護者を通して情報交換を行って適切な支援に繋げ、卒園時には受入れ先に情報を提供している。過去には、一時保育の子どもに関して児童相談所より問い合わせもあったが、「子ども第一」に見守りを基本とした対応に努めている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c
<コメント> 年1回の開催であるが区の小規模園の園長会に参加し、他園園長との情報交換から地域の保育環境の情報を収集している。未就園児対象の園見学や保育体験の機会に、子育ての悩みや相談を受け付けて対応している。年2回開催される園の運営委員会には地域の民生委員も参加し、その際に地域の子育て情報等も収集している。園長は、民生委員の地域訪問に同行したい意向を持っている。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c
<コメント> 未就園児対象の園見学や保育体験を行っている。事業計画に取り上げた「環境問題への取組み」として、廃棄物の削減や資源の再利用化等に取り組んでいる。設置しているAEDは、地域への貸出を可能として広報している。広域災害を想定したBCP（事業継続計画）は策定されているが、園の現状や保有する資源（物的・人的）の有効活用も考慮に入れて見直すことが望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針を一番見やすい玄関に大きく掲示しており、「笑顔が輝く社会のために」の通り、丁寧な保育に努めている。子どもを尊重した保育について保育士同士で話し合う機会も多く、共通理解の下に保育が行われている。子どもに対する職員の声掛けも優しい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護のマニュアルに添って保育を行っている。虐待防止等の研修にも積極的に参加し、子どもへの対応に気を付けているが、身体測定等の際にカーテンを閉めず、外部から見えてしまうケースが時々ある。職員の意識を高め、子どものプライバシーへの配慮を周知する事に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の情報や保育内容について分かりやすく記載されたパンフレットがあり、園舎の外に置いたり回覧板で地域に周知を図る等の取組みをしている。入園希望者には、園長自らが園内見学や説明を行っており、一人ひとりに丁寧に対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始については、「重要事項説明書」に詳細に記載されている。また、内容に変更があった際には、「重要事項説明書」の差替えを行い、保護者から再度同意書も取っている。特に配慮が必要な保護者（日本語が通じない保護者等）に対しては、口頭で伝えるのみになっている。重要な要件の際の対応方法をルール化し、園としての説明責任を果たす事に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>転園する子どもについては、原則として書類を転園先には送付していない。依頼があれば保護者の同意の上で書類を送っている。ケースによっては同意がなくても共有しておくべき必要がある為、様々なケースに備えた準備が望まれる。また、退園・卒園後も園に相談できる事を口頭で伝えるだけでなく、文書で知らせておく事が望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者の満足度は、毎日の送迎時での丁寧な会話や個人懇談会・クラス懇談会・保護者アンケート等を実施して把握している。保護者アンケートは、100%に近い回答率がある。また、意見箱も設置しており、匿名でも意見が伝えやすい環境も整備されている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c
<コメント> 年に1度保護者アンケートを行い、保護者の意見を聞く場を設けている。受け付けた苦情の内容や解決した状況等を運営委員会に報告している。保護者アンケートの結果や苦情の受け・解決情報は、玄関のホワイトボードに掲示している。苦情がなかった場合には、「苦情なし」の事実を掲示し、公表している。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 小規模園での特色を活かし、いつでも誰とでも相談しやすい雰囲気作りが出来ている。また、相談窓口についての掲示文書が分かりやすい場所に掲示されており、相談しやすい環境が整えられている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者アンケートを定期的（毎年1回）に行い、保護者の意見を積極的に把握しようとする姿勢を持っている。また、「クレーム対応マニュアル」も整備され、見直しも実施されている。保護者の意見を真摯に受け止める体制が整っている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ② ・ c
<コメント> ヒヤリハット・事故報告等を収集し、子どもの安心・安全を脅かす事例を職員全体で共有している。しかし、再発防止等の対策については、報告者を作成した職員と園長とで話し合うのみである。対策については職員全体で考え、職員一丸でより良い園作りに努める事に期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 感染症が発症した際には、保育園情報管理システムを使って保護者へ情報提供が行われる仕組みになっている。園に感染者がいない場合においても、園医から、近隣での感染症の流行の情報を定期的に取得し、必要に応じて保護者に連絡し、注意喚起に努めている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<コメント> 地震・火災だけでなく、立地等に配慮して水害等における避難訓練も実施している。また、消防署と連携しての模擬訓練や、地域へ事前に協力を依頼する等、災害時には地域で子どもたちを守る体制が整えられている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」から月案・個別の指導計画を立案しているが、標準的な実施方法についての職員周知に至っていない。今後は、法人の資料を基に自園にあった実施方法を確立し、職員全体に周知を図る事に期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」は、年に1回各学年の担任が見直し、副主任・園長が確認するというシステムが構築されている。内容の変更が必要となった際には、法人本部とも意見を交換し合い、検討・変更を直ちに行っている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 入園前に、保護者一人ひとりと丁寧な面接を行い、そこで聞き取った情報に基づいて指導計画が立てられている。また、面接方法や聞き取りの内容もルール化されており、誰がアセスメントを行っても園で不安なく過ごせるような仕組みが出来ている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 月案や週案等の指導計画は、それぞれに合った時期に定期的な見直しを行っている。利用定員が12名の小規模園であることから、毎月の職員会議で、すべての職員が各クラスの状況を把握することが可能である。職員会議では、月ごとにクラスを決め、そのクラスの担当が困っていることや悩み、迷い等を発表している。それに対して職員が助言や意見交換を行い、解決や改善につなげている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者との面談の記録は、一人ひとり丁寧に記載されており、全職員が閲覧出来るようになっている。また、早・延長保育の子どもの引継ぎは、朝礼ボード等を使用して漏れのないように伝達出来る仕組みが構築されている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> USBメモリの持ち出しを禁止する等、職員は「個人情報保護規程」を理解しており、不適切な対応とならないような管理が徹底している。保護者に対しても、個人情報の取扱いについて説明した上で「同意書」を記入してもらい、周知・徹底が図られている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」は法人本部で作成されており、一般の職員が関わることはほとんどない。園長・副主任だけにとどまらず、より多くの職員が関わり、子どもに合わせた「保育の全体的な計画」が策定されることに期待したい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	・ b ・ c
<コメント> 毎月、「保育室安全チェック表」で園内の安全点検を行い、各クラスでも「事故防止チェックリスト」を用いて事故等の予防に努めている。また、コット・玩具等の消毒は十分に行われており、特に0歳児が触れる玩具は毎日消毒し、その際に破損等の不具合をチェックしている。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	・ b ・ c
<コメント> 子どもに対して、急かしたり、制止したりする言葉を不必要に用いないよう、毎月テーマを決めて不適切保育撲滅会議を行っている。会議を行うことで、不適切な保育を抑止するだけでなく、保育士一人ひとりが不適切保育をしない様、意識を高めて保育にあたっている。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a	・ b ・ c
<コメント> 子どもの自分でやりたい気持ちを大切に、基本的な生活習慣が身につくように援助している。手洗いやトイレ等に関しても、子ども一人ひとりの発達に合わせて無理なく始めていけるよう、個別指導計画でねらいを明確にして行っている。			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	・ b ・ c
<コメント> 素材遊び・英語遊び等に関しては、ねらいを明確にして行っている。散歩に出かける場所についても、子どもたちの意見を取り入れながら決めるようにしている。その中で、社会性や主体性が身につくような機会が設けられている。			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a	・ b ・ c
<コメント> 安全面に配慮し、0歳児と2歳児をパーテーションで分けて遊ぶ機会も設けている。また、子どもにとっての興味と関心がある遊びについて職員会議で話し合う機会を持ち、常に安全・快適な生活を意識して保育にあたっている。			

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<コメント> 活動内容や子ども一人ひとりの成長に合わせて、遊びのスペースを区切ったり広げたりしながら、安全かつ子どもの主体性を育む環境構成作りに心掛けている。また、外部講師を招いたり、調理師と一緒にクッキングを体験する等、保育士以外の大人との関りを持てる機会も作っている。		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 障害がある子どもの保護者に対し、保育士が個別に対応できる事を事前に説明し、保護者が安心して園に預けられるような環境を整えている。また、保育士が療育センターと一緒にいたり、一緒に研修を受けたりして、園と療育センター、家庭との三者間に環境面での差が生じないように工夫している。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<コメント> それぞれの子どもの在園時間に配慮し、ゆったりと過ごせるような環境を整えている。しかし、夏の期間に、水分補給の時間が少ない日もある。早朝・延長の時間帯にも配慮し、気候に合わせて水分補給を十分に行い、個々の体調にも合わせた配慮をする事が望ましい。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの健康管理は、年間保育計画で細かく定められており、それに添って月に1度の保健指導を行っている。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、保護者に対してクラス懇談会で丁寧に説明し、同意書を取って周知を徹底している。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 園医による内科健診を年2回・歯科医による歯科健診を年1回行い、結果を記録するとともに保護者にも分かりやすくボードで知らせている。異常が見つかった子どもの保護者には、プライバシーに配慮して他の保護者には分からない様に伝えている。		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	② ・ b ・ c
<コメント> 「アレルギーガイドライン」が作成されており、それに添ってアレルギー児に適切な対応をしている。対象となる子どもに関しては、医師が作成した「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、誤食事故のないよう、除去食の提供や食事・おやつの場合での適切な対応を行っている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	② ・ b ・ c
<コメント> 子どもが自分で育てた野菜を使ってクッキングを楽しんでいる。衛生面に配慮し、子どもの作ったものと調理員が作ったものとをそっと入れ替え、子どもが自分で作ったものを食べる満足感を味わえる様に工夫している。食育計画が充実しており、子どもたちが楽しんで食事ができるような工夫がある。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に基づき、食事に関する衛生管理を徹底している。子どもに対するアセスメントを丁寧に行い、一人ひとりに合わせた離乳食・アレルギー食・宗教食等に対応している。また、子どもの発達や体調等に合わせ、保育士が食事の量や調理の形態、食材の大きさ等を調整している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	② ・ b ・ c
<コメント> 毎日の保育園情報管理システムでのやり取りに加え、保育参観やクラス懇談会、動画撮影等、保護者が子どもの様子に触れる機会は多く、保育士と保護者が直接会って話す機会も定期的に設けられている。また、定期的に保護者アンケートを行い、保護者の意見を大切に保育にあたっている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	② ・ b ・ c
<コメント> 子どもや保護者が不安にならない様、常に送迎時には丁寧な関わりを徹底して支援を行っている。配慮が必要な家庭には、保育士と一緒に他機関（療育センター等）に付いて行く等、保護者の不安に寄り添った対応がある。その際にも、園と他機関との円滑な連携を心がけ、子どもや保護者に不安を抱かせないように配慮している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	② ・ b ・ c
<コメント> 「児童虐待防止マニュアル」に基づき、登園時の観察（視診）を丁寧に行っている。その際に虐待の疑いがあれば、家庭児童支援課等に情報提供（通報）し、連携を図っている。園内での虐待防止については、関連する研修に参加する等、学ぶ機会を多く持っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 毎月の保育の振り返りについては、日案や週案、個別指導案の評価・反省を行い、副主任と園長が確認している。職員一人ひとりが保育に対する自己チェックを行い、自分を見つめ直す機会を作っている。しかし、個人の自己評価を職員全体で共有し、園全体の自己評価として考える機会が持たれていない。		